改正案

現 行

第1条から第3条 (現行のとおり)

(販売の委託を引き受ける物品)

第4条 (略)

- 2 会社は、前項第2号に掲げる委託を受けた ときは、委託者に代わって当該家畜のと畜解体 を当該業務を行う者に委託し、枝肉及び原皮、 内臓その他副産物として<u>販売</u>するものとしま す。
- 3 (現行のとおり)
- 4 枝肉の計量は、卸売場備付の計量器によっ で販売前に行い、量目計算に必要な減耗率は、 次の各号に掲げるとおりとします。
- (1) 牛・豚の生体搬入 冷と体1.0%
- (2) 牛・豚の枝肉搬入 冷と体1.0%

第5条から第13条 (現行のとおり)

(委託物品の表示)

第13条の一 委託者は、会社の物品を出荷するときは、荷札、標識等の添付、その他の方法により、委託者を明確にするものとします。2 前項の措置をとらなかったことにより、又は委託物品の輸送の途中において荷札、標識等の亡失、その他の事由によって委託者が不明となったことにより生じた損害については、会社は、その賠償の責任を負わないこととします。

(受託物品の上場)

第14条 会社は、委託物品を、<u>原則として</u>その受領後最初の卸売取引に上場するものとします。

- 2 (現行のとおり)
- 3 (現行のとおり

第15条から第30条 (現行のとおり)

第1条から第3条 (略)

(販売の委託を引き受ける物品)

第4条 (略)

2 会社は、前項第2号に掲げる委託を受けた ときは、委託者に代わって当該家畜のと畜解体 を当該業務を行う者に委託し、枝肉及び原皮、 内臓その他副産物として<u>卸売</u>するものとしま す。

3 (略)

4 枝肉の

量目計算に必要な減耗率は、次の各号に掲げるとおりとします。

- (1) 牛・豚の生体搬入 冷と体1.0%
- (2) 牛・豚の枝肉搬入 冷と体1.0%

第5条から第13条 (略)

(受託物品の上場)

第14条 会社は、委託物品を、_____その受領後最初の卸売取引に上場するものとします。

- 2 (略)
- 3 (略)

第15条から第30条 (略)

改正案	現行
(売買取引条件の公表) 第30条の一 会社は、条例第40条の規定により、インターネット等の方法により次の事項を公表します。 (1)営業日及び営業時間 (2)取扱品目 (3)物品の引渡し方法 (4)委託者が負担する費用の種類、内容及びその額 (5)売買仕切金の支払期日及びその方法 (6)出荷奨励金等の種類、内容及びその額	